

株式会社北都及び株式会社三都に対する再生支援の完了について

2013年10月29日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、2013年3月28日に株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する再生支援決定を行い、同年5月28日に法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行いました。

再生支援対象事業者は、機構の支援の下で、事業再生計画に従い、2013年7月1日、島津印刷株式会社が新たに設立した株式会社マルテン企画（現商号：株式会社北都。以下「新会社」という。）及び島津印刷株式会社の子会社である株式会社アステージに対し、再生支援対象事業者の印刷事業及び印刷機械を会社分割の手法等を用いて承継させ、現在、新会社らは、承継した印刷事業を運営・継続しています。

機構は、再生支援決定以後、新会社への事業承継手続及び事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、本日付で再生支援を終了しております。

これにより、機構は、再生支援対象事業者に対する再生支援決定に係る全ての業務を完了しました。

（注）会社分割等実施後の再生支援対象事業者は、特別清算手続開始の申立てを行い、清算する見込みです。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

株式会社北都（現商号：木津不動産管理株式会社）及び株式会社三都

2. 買取決定等にかかる債権の買取価格

本件では、法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行ったため、債権の買取りはございません。

3. 機構が行った支援の概要

本件において、機構は、関係金融機関等及び再生支援対象事業者等の関係者調整を行うことで再生支援対象事業者の再生支援を行いました。

以上